

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2017.8.30

SBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>

追加型投信／国内／株式／インデックス型

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社: SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

ホームページ: <http://www.sbi-am.co.jp/>

電話番号: 03-6229-0097

(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

委託会社の概要

委託会社名 SBIアセットマネジメント株式会社

設立年月日 昭和61年8月29日

資本金 4億20万円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 2,167億29百万円

(資本金、運用する資産総額は、平成29年6月末現在)

商品分類

| 《商品分類》 | | | | 《属性区分》 | | | | |
|---------|--------|-------------------|---------|-----------------------|------|--------|-----------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足区分 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象 インデックス |
| 追加型 | 国内 | 株式 | インデックス型 | その他資産 (投資信託証券(株式)) | 年1回 | 日本 | ファミリーファンド | その他 (TOPIX100) |

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行うSBI TOPIX100・インデックスファンド<DC年金>の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年8月29日に関東財務局長に提出しており、平成29年8月30日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

- ◆ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

- ◆ 主として、SBI TOPIX100・インデックス マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券に投資し、TOPIX100・インデックスと連動する投資成果を目標として運用を行います。

※本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

- ◆ 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

TOPIX100・インデックスとは

東京証券取引所の株価指数「TOPIX」の構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。TOPIX100構成銘柄は、上場後6ヵ月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、時価総額(浮動株比率を反映させたもの。以下同じ。)及び流動性の高い100銘柄で構成される大型指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の57.77%(平成29年6月末現在)をカバーしています。TOPIX100構成銘柄はCore30^{※1}構成銘柄とLarge70^{※2}構成銘柄を合計した100銘柄により構成されています。

※1 Core30とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。上場後6ヵ月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、時価総額及び流動性の高い30銘柄で構成される超大型指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の31.28%(平成29年6月末現在)をカバーしています。

※2 Large70とはTOPIXの構成銘柄を一定の基準で規模ごとに6つに細分化した時価総額加重型株価指数の一つです。Large70は、上場後6ヵ月以上経過した東証市場第一部銘柄の中から、TOPIX100構成銘柄のうち、Core30構成銘柄に含まれない70銘柄で構成される指数のことをいい、平成10年4月1日を1000ポイントとして算出し、東証市場第一部時価総額の26.49%(平成29年6月末現在)をカバーしています。

各指数を構成する銘柄数は、毎年10月の定期入替時において適用される「原則数」であり、その後の定期追加(新規上場等)や上場廃止等によって、各株価指数の算出対象数は、一時的に原則数を上回ることもあれば下回ることもあります。

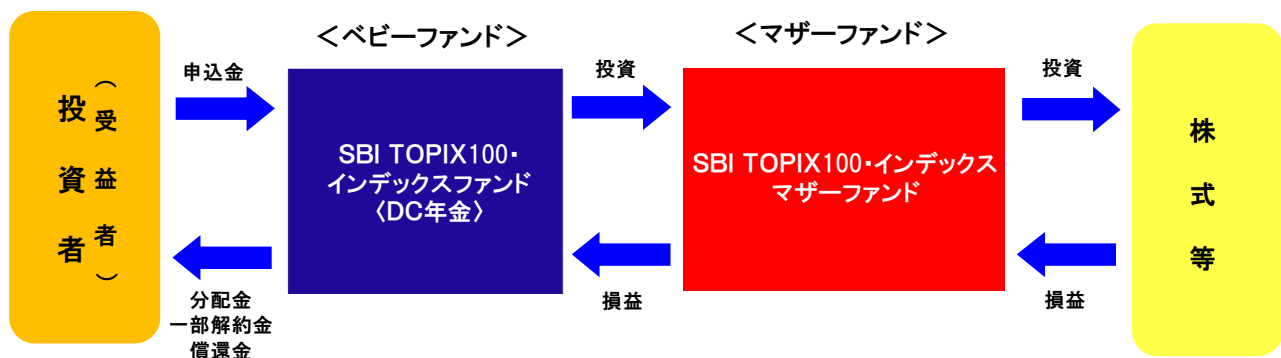
※説明文は東京証券取引所「東証用語集」から引用

「TOPIX100」の著作権などについて

- ・TOPIX100の指数値及びTOPIX100の標章は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX100に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX100の標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX100の指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIX100の標章の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の標章の使用もしくはTOPIX100の指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・東京証券取引所は、TOPIX100の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIX100の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・マザーファンドは、TOPIX100の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、マザーファンドの基準価額がTOPIX100の指数値の動きと必ずしも連動せず乖離してしまう可能性があります。
- ・マザーファンド及び本ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ・東京証券取引所は、マザーファンド及び本ファンドの購入者または公衆に対し、マザーファンド及び本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

ファンドの仕組み

- ◆本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※分配金は自動的に再投資されます。

主な投資制限

- ◆外貨建資産への投資は行いません。
- ◆株式への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- ◆毎決算時(年1回、毎年5月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて株式を中心とした、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

● 株価変動 リスク

本ファンドは、株式を主要投資対象としていることから、株式の運用にかかる価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

● 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財政状況の悪化または悪化が予想される場合等により株式の価格が下落した場合、もしくは債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合等には、当該商品の価格は下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

● 価格乖離 リスク

本ファンドは、TOPIX100・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行いますが、その実現が不可能になる以下の要因が存在します。

①インデックス構成銘柄の一部を組入れない場合があること ②株式配当金の受取、信託報酬及び監査費用等の控除による影響 ③運用の効率化を図るためETFや株価指数先物取引等活用することもあり、現物とETFや先物の動きが連動していない場合の影響 ④株式、ETF及び株価指数先物等の流動性が低下した場合における売買対応の影響 ⑤追加信託・解約に伴う株式の買付、売却タイミング差による影響 ⑥株式売買委託手数料及び先物取引等に要する費用を負担することによる影響 ⑦ETF、株価指数先物取引等を含めた実質的な株式の組入比率がファンドの純資産総額の100%とならない場合の影響等

● 流動性 リスク

本ファンドが実質的に投資する、TOPIX100・インデックス構成銘柄は、比較的規模の大きな銘柄ですが、株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

● 金利変動 リスク

一般に金利が上昇(低下)した場合は、債券の価格は下落(上昇)します。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。本ファンドの基準価額の変動要因になります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

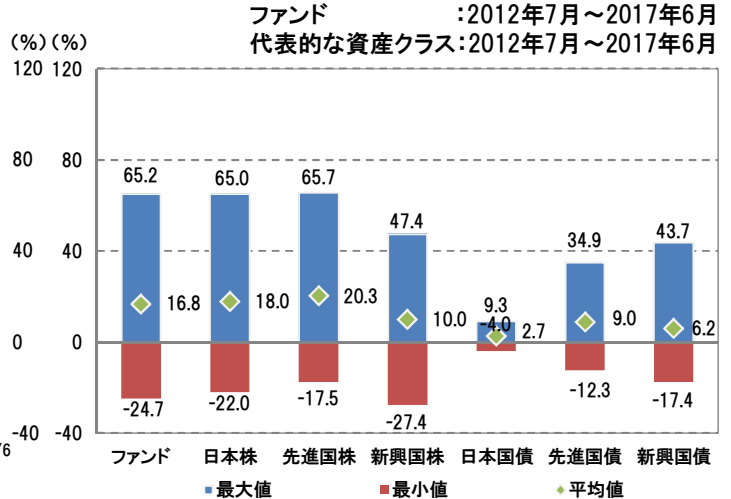
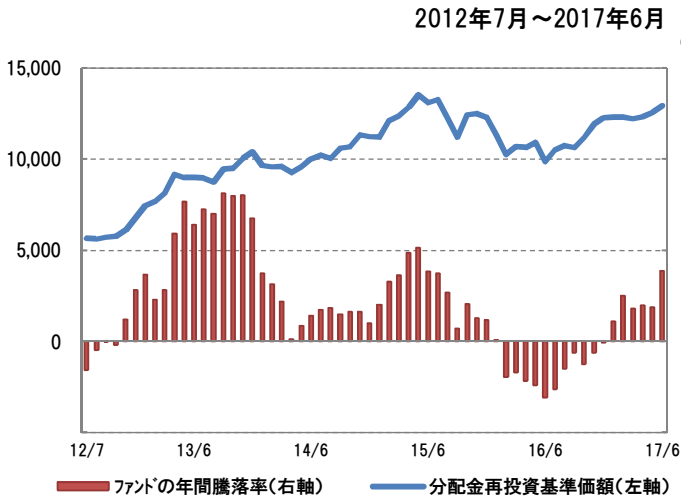
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

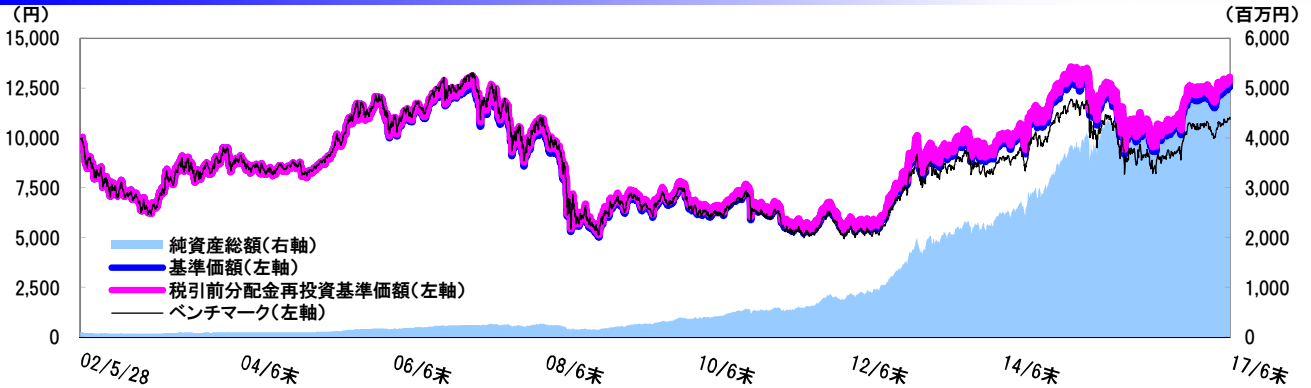
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

基準価額・純資産の推移 (設定日(2002年5月28日)~2017年6月30日) (基準日:2017年6月30日)



※ベンチマーク:2009年4月1日以降はTOPIX100(設定日から2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス)上記のグラフは設定日(2002年5月28日)の前営業日を10,000とし、これらを連続させて指数化しています。
 ※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配金の推移(税引前)

| 基準価額(1万口当たり) | 12,616円 | 決算期 | 第11期 13年5月 | 第12期 14年5月 | 第13期 15年5月 | 第14期 16年5月 | 第15期 17年5月 | 設定来累計 |
|--------------|----------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 純資産総額 | 5,162百万円 | 分配金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 286円 |

※基準価額は分配金控除後です。

主要な資産の状況(マザーファンド)

《組入上位10銘柄》

| No. | 銘柄名 | 業種 | 投資比率 |
|-----|-------------------|--------|-------|
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.15% |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 4.06% |
| 3 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 3.03% |
| 4 | ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 2.92% |
| 5 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 2.49% |
| 6 | ソニー | 電気機器 | 2.18% |
| 7 | KDDI | 情報・通信業 | 2.09% |
| 8 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 1.98% |
| 9 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 1.98% |
| 10 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 1.76% |

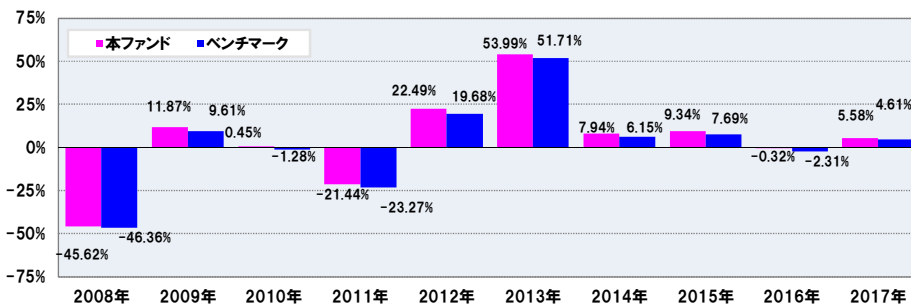
※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

《組入上位10業種》

| No. | 業種 | 投資比率 |
|-----|--------|--------|
| 1 | 電気機器 | 15.47% |
| 2 | 輸送用機器 | 11.17% |
| 3 | 銀行業 | 9.91% |
| 4 | 情報・通信業 | 9.43% |
| 5 | 化学 | 5.79% |
| 6 | 医薬品 | 5.63% |
| 7 | 卸売業 | 4.32% |
| 8 | 機械 | 4.16% |
| 9 | 保険業 | 4.08% |
| 10 | 食料品 | 3.61% |

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2009年3月31日まではニュージャパン・インデックス、2009年4月1日以降はTOPIX100をベンチマークとしています。
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ※決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 1円以上1円単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |
| 購入申込者の制限 | 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいてファンドの購入の申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等に限るものとします。 |
| 換金単位 | 1口単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額とします。 解約手数料はかかりません。 |
| 換金代金 | 換金申込受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。 |
| 申込締切時間 | 午前11時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 平成29年8月30日(水)～平成30年8月28日(火) ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり1億円を越える大口解約には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限 (設定日:平成14年5月28日) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が5億口を下回る事となった場合等には繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 原則として、毎年5月27日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※分配金は自動的に再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。 |
| 運用報告書 | ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除及び、益金不算入制度の適用はありません。※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。 |

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---------|
| 購入時手数料 | かかりません。 |
| 信託財産留保額 | かかりません。 |

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | |
|------------------|--|-------------------------|-------------------------|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に 年0.2592%(税抜:年0.24%) を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 | | | |
| | <配分> | | | |
| | | 純資産総額 10億円以下の部分 | 純資産総額 10億円超の部分 | — |
| | 委託会社 | 年0.0972% (税抜:年0.09%) | 年0.1188% (税抜:年0.11%) | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 |
| | 販売会社 | 年0.108% (税抜:年0.1%) | 年0.108% (税抜:年0.1%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 年0.054% (税抜:年0.05%) | 年0.0324% (税抜:年0.03%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | |
| その他の費用 及び手数料 | ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料・先物取引・オプション取引等に要する費用、信託事務の諸費用、その他の諸費用(ファンドが投資成果の目標とする「TOPIX 100」の商標使用許諾にかかる基本料金となる料金(年額10万円))及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 | | | |

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|------------------|---------------|--|
| 分配時 | 所得税※ 及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税※ 及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※復興特別所得税を含みます。

※上記は、平成29年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

